

医 看 第 245 号
平成31年 1月29日

公益社団法人 奈良県放射線技師会長 殿

奈良県 医師・看護師確保対策室長
(公印省略)

医師法施行規則等の一部を改正する省令について (通知)

平素より本県の医療行政の推進にご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、平成31年1月1日付けにて施行されましたので、お知らせいたします。

つきましては、下記URLよりダウンロードいただき、御了知いただきますとともに、貴会会員への周知についてもご配慮賜りますようお願い申し上げます。

記

1 免許に関する申請書の様式の一部変更

- ・医療関連職種免許の各種申請手続の際、申請書の宛名である厚生労働大臣の氏名記入を廃止。
- ・医療関連職種の免許証で旧姓併記が可能になったことに伴い、各種免許申請等の申請書に旧姓併記の希望有無記入欄・旧姓欄を新設。
- ・その他形式的な変更。

該当する省令 (医師法施行規則等の一部を改正する省令 平成30年厚生労働省令第131号)

URL 厚生労働省webサイト <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H181109G0010.pdf>

2 免許に関する各種手続の添付書類の一部変更

- ・従来、免許等の申請手続の際には、戸籍抄本または戸籍謄本の添付が必要とされていたが、氏名および本籍地の変更がない場合には、本籍が記載されている住民票の写しの添付でも手続可能。
- ・その他形式的な変更。

該当する省令 (医師法施行規則等の一部を改正する省令 平成30年厚生労働省令第139号)

URL 厚生労働省webサイト <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H181130G0080.pdf>

【問い合わせ先】

奈良県福祉医療部医療政策局

医師・看護師確保対策室 医師対策係 担当：瓜生

TEL：0742-27-8644